

# 創志学園高等学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月改訂

## いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となつた生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## いじめ防止のための基本的態度

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- 生徒同士がお互いに認め合い、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- 自分の存在と他人の存在を大切にし、一人ひとりが活躍できる集団づくりに努める。
- 他者の役に立っていると感じることのできる機会を設け、自己有用感や自己肯定感を高める。
- 生徒自身が主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。

### 保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- 年2回保護者会、年2回の3者面談等を通じて、学校のいじめ問題への取り組みについて理解を得るとともに、意見交換や協議の場を設定し、取り組みの改善を図る。
- 地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。

### 学 校

#### いじめ防止対策委員会

- 生徒の様子について、現状や指導について、情報交換、方針について検討する。
- 必要な情報については職員会議で全体に報告し、共通理解を図る。
- いじめの疑いに係る情報があった場合には、すみやかに委員会を招集し、迅速な情報共有、関係生徒への指導及び支援方針の決定、保護者との連携を行う。
- 委員会構成メンバー  
校長、教頭、教育部長、教育開発部長、業務推進部長  
各学年主任、生徒指導課長、生徒指導課長補佐

#### 全 教 職 員

### 関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- 岡山県、児童相談所、警察等

〈連携の内容〉

- 情報交換
- いじめや非行に関する講習会
- いじめ、友達関係についての相談

## 学 校 が 実 施 す る 取 組

### いじめの防止

#### 1 人権教育の充実

人権教育を通じ、命を大切にする心や互いを思いやる心を育み、人権意識の高揚を図る。

#### 2 情報モラル教育

情報機器や通信ネットワークを通じて社会や他者と情報をやり取りするにあたり、危険を回避し責任ある行動ができるよう基本的な態度や考え方を身に付けるため講習会等を実施する。インターネット(SNS含む)によるいじめについての理解を深める。

#### 3 学級活動の充実

学校行事や学級行事を通じて、学級内で生徒一人ひとりが活躍できる場を設け、他者の役に立っていると実感できるような学級経営を行う。

#### 4 行動指針「夢・挑戦・達成」を繰り返すための「SOSH!の5つの力」と「SOSH!の10の行動」の励行

5つの力の「I:一丸となる力(共感・協働)」を醸成し、相手の心情を思いやった関わりができる校風を作る。

#### 5 教職員研修

教職員の研修にて、いじめに関する知識や意識を高める機会を作る。

### 早期発見

#### 1 生徒観察の充実と情報の共有化・記録化

- 休憩時間の教室や廊下など、生徒と過ごす機会を積極的に設け、「生徒がいるところには教職員がいる」ことを心がける。
- ささいなことでも気になる兆候が見られた場合は、教職員間で情報を共有する。そのため教職員間のコミュニケーションを大切にし、集まった情報は担任が記録に残す。
- いじめをうけているとの通報を得たり、その可能性がある場合は、速やかにいじめの有無の確認を行う。
- 欠席が続いている場合、保護者連絡及び家庭訪問を行うなどの連絡をとることによって欠席理由を把握する。

#### 2 相談できる環境作り

教育相談を実施し、教職員と生徒の信頼関係を形成する。また、教職員から積極的に声掛けやあいさつをするなど、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

#### 3 相談室・保健室との連携

- スクールカウンセラー等の相談窓口があることを周知し、相談しやすい環境づくりをする。
- カウンセリングの役割も果たしている保健室との情報交換を密に行う。

#### 4 家庭・地域との連携

- 学校から発行する学年通信、学級通信等を通じて家庭との緊密な連携協力を図り、生徒を支援していく。
- 日頃から家庭・地域とのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築く。

#### 5 アンケートの実施

いじめの未然防止、早期発見、早期解決を行うため、アンケートを年2回実施する。

### いじめへの対処

#### 1 正確な実態把握

当事者双方、周りの生徒から、個々に事実確認を行い記録する。

#### 2 指導体制・方針決定

いじめ防止対策委員会にて、いじめへの組織的な対応を検討し、教職員全員で共通理解を図り、関係機関との連絡も含めた指導の役割分担を明確にする。

#### 3 生徒への指導・支援

- いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、心の不安を取り除くことに最大限に努力する。また、いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添え支える体制をつくる。
- いじめた生徒に対し「いじめは決して許されることではない」という人権意識を持たせる指導を行う。さらに集団の生徒にも、自分の問題として捉えさせるような指導を行い、例えいじめを止めることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

#### 4 家庭との連携

- いじめられた生徒の不安を解消し、安全を確保するための具体的な対策について説明する。

- いじめた生徒の家庭に対しても事実に対する理解と納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう家庭の協力を求めるとともに継続的な助言を行う。

#### 5 関係機関との連携

生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは、関係機関と連携を図り、適切に援助を求める。